

議案第 22 号

調布市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 栗原 健

提案理由

調布市議会傍聴規則の改正を踏まえ、教育委員会の傍聴環境をより一層安全・安心なものとするため、提案するものであります。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

調布市教育委員会傍聴規則（昭和62年調布市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「できない」を「することができない」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ，プラカード，垂れ幕，たすき，その他の会議に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し，又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し，又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第3条に次の2項を加える。

2 教育長は，必要と認めるときは，会議を傍聴しようとする者に対し，係員をして，前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 教育長は，前項の質問を受けた者がこれに応じないときは，その者の傍聴を禁止することができる。

第5条の見出しを「傍聴人の守るべき事項」に改め，同条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる行為をしてはならない」を「傍聴席にあるときは，次の各号に掲げる事項を守らなければならない」に改め，同条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。

- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。
- (6) その他会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第6条第1項中「速やかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

調布市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会傍聴規則 昭和62年4月10日教育委員会規則第5号 改正 平成12年3月27日教委規則第3号 平成27年9月25日教委規則第13号 調布市教育委員会傍聴規則 調布市教育委員会傍聴人規則（昭和31年調布市教育委員会規則第2号）の 全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この規則は、調布市教育委員会会議規則（昭和62年調布市教育委員 会規則第4号）第31条の規定により調布市教育委員会（以下「委員会」と いう。）の会議の傍聴に関する手続等について定めるものとする。 （傍聴の手続） 第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、受付簿に自己の住所及び氏 名を記入し、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。 2 傍聴券は、先着順に交付する。 （傍聴<u>することができない</u>者） 第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することが できない。 <u>(1) 銃器その他危険な物を持っている者</u> <u>(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき、その他の会議に現在する者に 対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を 携帯し、又は着用している者</u> <u>(3) 酒気を帯びていると認められる者</u> <u>(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる 顕著な事情が認められる者</u></p>	<p>○調布市教育委員会傍聴規則 昭和62年4月10日教育委員会規則第5号 改正 平成12年3月27日教委規則第3号 平成27年9月25日教委規則第13号 調布市教育委員会傍聴規則 調布市教育委員会傍聴人規則（昭和31年調布市教育委員会規則第2号）の 全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この規則は、調布市教育委員会会議規則（昭和62年調布市教育委員 会規則第4号）第31条の規定により調布市教育委員会（以下「委員会」と いう。）の会議の傍聴に関する手続等について定めるものとする。 （傍聴の手続） 第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、受付簿に自己の住所及び氏 名を記入し、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。 2 傍聴券は、先着順に交付する。 （傍聴<u>できない</u>者） 第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することが できない。 <u>(1) 会議の妨害となるおそれのある器物を携帯している者</u> <u>(2) 酒気を帯びていると認められる者</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 教育長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p><u>3 教育長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の傍聴を禁止することができる。</u></p> <p>(傍聴の制限等)</p>	<p>(傍聴の制限等)</p>
<p>第4条 あらかじめ設けた傍聴席が満員になったとき、その他必要があるときは、教育長は傍聴を制限し、又は拒否することができる。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p>	<p>第4条 あらかじめ設けた傍聴席が満員になったとき、その他必要があるときは、教育長は傍聴を制限し、又は拒否することができる。</p> <p>(禁止事項)</p>
<p>第5条 傍聴人は、<u>傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 静粛にすること。</u></p> <p><u>(2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p> <p><u>(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u></p> <p><u>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p><u>(5) 写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。</u></p> <p><u>(6) その他会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(退場)</p>	<p>第5条 傍聴人は、<u>次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) みだりに傍聴席を離れること。</u></p> <p><u>(2) 写真等の撮影及び録音をすること。</u></p> <p><u>(3) 携帯電話その他の通信機器及び電子情報処理装置を使用すること。</u></p> <p><u>(4) 私語、談話又は拍手等をすること。</u></p> <p><u>(5) 議事に対して批評を加え、又は可否を表すること。</u></p> <p><u>(6) 飲食又は喫煙をすること。</u></p> <p><u>(7) 異様な服装をし、又は騒ぎ立てる等議事を妨害すること。</u></p> <p>(退場)</p>
<p>第6条 傍聴人は、会議が非公開となったときは、教育長の指示に従い、<u>直ちに退場しなければならない。</u></p> <p>2 教育長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に傍聴禁止を宣言し、退場を命ずることができる。</p>	<p>第6条 傍聴人は、会議が非公開となったときは、教育長の指示に従い、<u>速やかに退場しなければならない。</u></p> <p>2 教育長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に傍聴禁止を宣言し、退場を命ずることができる。</p>

改正後	改正前
<p>3 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、直ちに退場しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年3月27日教委規則第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>(調布市教育委員会会議規則の一部改正)</p> <p>2 調布市教育委員会会議規則(昭和62年調布市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p> <p>附 則 (平成27年9月25日教委規則第13号)</p> <p>この規則は、平成27年10月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和7年6月27日教委規則第5号)</u></p> <p><u>この規則は、令和7年7月1日から施行する。</u></p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">年調布市教育委員会第 回 会傍聴券 第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> </div>	<p>3 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、直ちに退場しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年3月27日教委規則第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>(調布市教育委員会会議規則の一部改正)</p> <p>2 調布市教育委員会会議規則(昭和62年調布市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p> <p>附 則 (平成27年9月25日教委規則第13号)</p> <p>この規則は、平成27年10月1日から施行する。</p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">年調布市教育委員会第 回 会傍聴券 第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> </div>